

研究活動上の不正行為に関する通報(告発)の受付窓口

國學院大學栃木短期大学では、研究活動上の不正行為を防止するために、「國學院大學栃木短期大学公益通報に関する規程」を制定するとともに、不正行為に関する通報を受け付ける窓口を次の通り設置しています。

△ 國學院大學栃木短期大学公益通報に関する規程

△ 通報事案処理のフローチャート

学生課 → 事務長（統括管理責任者）→ 学長（最高管理責任者）

【 通報窓口 】

國學院大學栃木短期大学 学生課

住 所 〒328-8588 栃木県栃木市平井町608

電 話 0282-22-5511（代）

ファクシミリ 0282-22-5743

電子メール gakuseika@kokugakuintochigi.ac.jp

【 受付時間 】

8：30～16：30（土日、祝日を除く）

【 通報方法 】

封書、ファクシミリ、電子メール、電話、面談により通報窓口へ通報願います。

【 対象となる研究活動上の不正行為 】

「捏造」「改ざん」「盗用」「研究費の不適切な使用」

【 通報の対象となる者 】

國學院大學栃木短期大学に雇用されているすべての者、國學院大學栃木短期大学の施設・設備を利用して研究に携わる者及び國學院大學栃木短期大学の学生（研究生その他本学において修学する者を含む）

【 留意事項 】

- (1) 通報された情報は、必要な調査を行うためだけに使用し、それ以外の目的に使用したり、公開したりすることはありません。また、通報者は、通報をしたことを理由として、不利益な取り扱いを受けることはありません。
- (2) 通報された情報に関し、より詳細な情報や調査への協力を求める場合があります。
- (3) 調査の結果、悪意（非通報者を陥れるためもしくは非通報者が行う研究を妨害するため等、専ら非通報者に何らかの損害を与えること又は非通報者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。）に基づく通報を行ったことが判明した場合は、通報者の氏名の公表、懲役処分、刑事告発その他必要な措置を講じることがあります。